

1 指定管理制度移行の目的

指定管理者制度を導入することにより、増加を続ける利用ニーズに応え、安定的かつ継続的に運営体制を確保するとともに、事業者が有する専門性と運営ノウハウ等を活用することにより、子育て支援の充実と児童の健全育成の質の向上を図るため

2 概要

対象規模	市立放課後児童クラブ全施設一括 ※15施設31単位
指定管理者	木津川市指定管理者選定委員会において選定
指定管理期間	令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間
指定管理期間の理由	制度導入初期であることから、3年間で運営状況を検証し、その結果を踏まえて次期指定管理期間を検討するため

3 児童クラブ開所・閉所時間（現在）

区分	通常利用	延長利用（有料）
平日	下校時～18:00	18:00～19:00
長期休み、振替休日	8:00～18:00	
土曜日	8:00～18:00	—
日曜日、祝日、年末年始、学校行事（運動会等）のため長時間在校の日は、閉所		

木津川市立放課後児童クラブの指定管理者制度移行について

4 業務範囲

指定管理者

- ① 放課後児童健全育成事業に関する業務
- ② 施設等の維持管理に関する業務
- ③ 児童クラブの入所・退所の許可、その他運営に関する業務
- ④ 使用料の収納に関する業務
- ⑤ その他、市長が必要と認める業務

市

- ① 利用料の減免の決定に関する業務
- ② 施設修繕及び改修に関する業務

5 今後のスケジュール案

第1回選定委員会	令和8年5月13日（水）
指定管理者募集公告	令和8年6月3日（水）
申請書類提出期限	令和8年7月17日（金）
第2回選定委員会 ※プレゼンテーション審査	令和8年7月31日（金）
選定結果通知	令和8年8月上旬
指定管理者指定の議案上程	令和8年8月下旬